

口蹄疫被害拡大に伴う経済上の理由により事業活動が 縮小した場合、雇用調整助成金が利用できます。

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度です。本助成金は、口蹄疫被害拡大に伴う経済上の理由で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

※ 口蹄疫被害を直接的な理由とした畜産農家の事業活動の縮小については、本助成金の対象になりませんが、当該畜産農家に対する経済的支援については、農林水産省のホームページをご覧ください。

(具体的な活用事例)

- 口蹄疫の感染により、大量の家畜の殺処分が行われたため、家畜や食肉の解体・加工・運搬を行う事業所や、畜舎の各種設備の施工・保守を行う事業所の事業活動が縮小した場合。
- 口蹄疫発生農場周辺における移動制限・搬出制限に伴い、発生農場周辺の飲食店の来客数が減少したことにより、事業活動が縮小した場合。
- 移動制限・搬出制限が解除された後においても、新たに家畜が購入できない等口蹄疫被害前の規模で事業を再開できない事情があり、これに伴い事業活動が縮小した場合。
- 家畜の大量殺処分により、飲食店等において牛肉・豚肉の入手が困難になり、結果的に売上高が減少した場合。

※ 本助成金の支給に当たっては、いくつか要件がありますので、

- ① まず詳細について下記宮崎労働局職業対策課助成金申請受付コーナーへお電話ください。
- ② 当コーナーで事情をお聞きし、事業所がハローワーク高鍋管轄地域に所在する場合は、口蹄疫拡大防止の観点から、ハローワーク高鍋での受付・相談日時をご案内いたします。

〔雇用調整助成金問合せ先〕

宮崎労働局職業安定部職業対策課 助成金申請受付コーナー
電話 0985-38-8824